

半 期 報 告 書

(第 5 期中) 自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年 9 月 30 日

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号

(E04373)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	6
4 【事業等のリスク】	6
5 【経営上の重要な契約等】	7
6 【研究開発活動】	7
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	10
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	10
2 【道路資産】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【中間連結財務諸表等】	14
2 【中間財務諸表等】	40
第6 【提出会社の参考情報】	57
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	58
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月22日
【中間会計期間】	第5期中（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 克己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 国安 博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 国安 博
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益（百万円）	134,420	129,881	126,635	444,910	306,973
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	5,901	1,041	△3,185	3,115	4,608
中間（当期）純利益又は 中間純損失（△）（百万円）	3,260	537	△2,049	2,037	3,252
純資産額（百万円）	31,865	31,221	31,946	30,625	33,944
総資産額（百万円）	523,797	457,014	549,659	454,814	548,883
1株当たり純資産額（円）	1,163.64	1,138.28	1,162.94	1,118.37	1,238.83
1株当たり中間（当期）純利益 金額又は1株当たり中間純損失 金額（△）（円）	120.74	19.91	△75.89	75.47	120.46
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	6.0	6.7	5.7	6.6	6.1
営業活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△42,825	△50,300	△29,119	60,298	△84,414
投資活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△184	△4,382	△10,445	△5,196	△17,434
財務活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	33,992	18,260	24,510	△57,161	86,953
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（百万円）	42,044	12,577	19,052	49,001	34,106
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	2,672 [1,408]	3,075 [1,383]	3,100 [1,292]	2,609 [1,447]	3,150 [1,314]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第5期中間連結会計期間にあつては1株当たり中間純損失であります。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益（百万円）	133,593	129,012	125,625	443,158	305,241
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	5,204	231	△4,301	1,250	2,491
中間（当期）純利益又は 中間純損失（△）（百万円）	2,884	68	△2,718	985	1,989
資本金（百万円）	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数（千株）	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額（百万円）	30,891	29,061	28,263	28,992	30,981
総資産額（百万円）	518,662	448,672	540,273	449,063	540,894
1株当たり純資産額（円）	1,144.11	1,076.33	1,046.78	1,073.80	1,147.47
1株当たり中間（当期）純利益 金額又は1株当たり中間純損失 金額（△）（円）	106.82	2.53	△100.68	36.51	73.67
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	6.0	6.5	5.2	6.5	5.7
従業員数（人）	1,103	1,112	1,120	1,099	1,119

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第5期中間会計期間にあつては、1株当たり中間純損失であります。

3. 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,899
受託事業	[1,288]
駐車場事業	53
その他の事業	[4]
全社（共通）	148 [-]
計	3,100 [1,292]

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間平均人員を外数で記載しております。

2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	1,120
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、世界金融危機と世界同時不況といった最悪期を乗り越え、輸出、生産においては持ち直しの動きが見られるようになったものの、企業収益は大幅に減少し、雇用情勢は極めて厳しい状況となるなど、低迷基調で推移しました。

このような経済状況の下、当中間連結会計期間においては、当社グループが管理する首都高速道路の利用交通量は、大型車は前年同期比13.5%減、普通車は1.4%増となり、全体としては前年同期とほぼ同じの204.8百万台（111.9万台/日）となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は、前年同期比2%減の126,635百万円となり、営業損失は3,229百万円（前年同期は営業利益705百万円）、経常損失は3,185百万円（前年同期は経常利益1,041百万円）、法人税等を控除した中間純損失は2,049百万円（前年同期は中間純利益537百万円）となりました。事業の種類別セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」を併せてご参照下さい。

① 高速道路事業

(営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は295.0kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところですが、「ETC宅配サービス」によるETC車載器の廉価販売や、曜日別時間帯別割引等を実施してまいりました。その結果、ETCの利用率は、平成21年9月の平均が86.5%となり、前年同期比で5.1%の増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ホームページに設けたグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善やパーキングエリアのリニューアル等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入等は景気低迷により大型車の交通量が減少したことに加え、経済対策等に伴う料金引き下げによる割引の拡充等に伴い割引のご利用が増加した結果、前年同期比2%減の120,793百万円となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状新宿線（3号渋谷線～4号新宿線間4.3km）の平成22年3月の開通、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるなど、5路線27.5kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、当中間連結会計期間は、地震災害時の安全強化のため支承・連結装置の耐震性向上対策等の防災安全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への債務引渡しに伴う道路資産完成高は前年同期比12%減の3,817百万円となりました。

以上の結果、営業収益は、前年同期比2%減の124,611百万円となりました。

(営業損失)

平成18年3月31日に当社が機構と締結し、平成21年3月31日付けで一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により、営業費用は前年同期比0%増の128,263百万円となり、営業損失は3,651百万円（前年同期は営業利益364百万円）となりました。

なお、協定に基づき機構へ支払う賃借料の減算は実施しておりません。

（注）料金収入等は、営業収益から道路資産完成高を控除したものであり、前中間連結会計期間の料金収入等は、123,720百万円であります。

② 駐車場事業

(営業収益)

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、長期安定的な定期顧客の獲得とお客様にご利用しやすい料金の設定等の取り組みを行いました。

この結果、営業収益は前年同期比1%減の1,385百万円となりました。

(営業利益)

主に駐車場の管理費用の支出等により、営業費用は前年同期比4%減の1,072百万円となり、営業利益は前年同期比9%増の312百万円となりました。

③ 受託事業

(営業収益)

東京都市計画道路環状第2号線と高速都心環状線及び八重洲線との交差部の設計等をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施した結果、営業収益は前年同期比2,427%増の146百万円となりました。

(営業損失)

営業費用は前年同期比380%増の147百万円となり、営業損失は1百万円(前年同期は営業損失24百万円)となりました。

④ その他の事業

(営業収益)

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、大師PAと平和島PAにはコンビニエンスストア、芝浦PAにはコンビニエンスストアとカフェ、また、南池袋PAでは自動販売機型コンビニエンスストアの誘致等各PAでリニューアル施策を行ってまいりました。

また、高架下賃貸施設の運営及び管理等を行ってまいりました。

この結果、営業収益は前年同期比35%増の623百万円となりました。

(営業利益)

休憩所施設の管理費用の支出等により、営業費用は前年同期比36%増の516百万円となり、営業利益は前年同期比32%増の106百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

非資金項目である減価償却費が3,166百万円などの資金増加要因があったものの、税金等調整前中間純損失3,185百万円に加え、仕掛道路資産の増加額が32,066百万円となったこと等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、29,119百万円の資金支出(前年同期は50,300百万円の資金支出)となりました。

なお、上記仕掛道路資産の増加額は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金所施設、ETC設備等の設備投資により、投資活動によるキャッシュ・フローは10,445百万円の資金支出(前年同期は4,382百万円の資金支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係長期借入れによる収入32,460百万円等による収入があった一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額5,382百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、24,510百万円の資金収入(前年同期は18,260百万円の資金収入)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、期首に比べ15,053百万円減少し、19,052百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

この度、新たな中期経営計画として「中期経営計画2011」（計画期間：平成21年度～平成23年度）を策定しました。引き続き、「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という基本理念の更なる推進に取り組んでまいります。

〔高速道路事業〕

平成18年7月に策定した首都高渋滞対策アクションプログラムに基づき、ネットワーク整備やボトルネック対策等を着実に進めてまいります。

特に、ネットワーク整備の要となる中央環状新宿線・品川線については、平成19年度に開通した4号新宿線～5号池袋線間に続き、3号渋谷線～4号新宿線間4.3kmの平成22年3月の開通による新宿線の全線開通と品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け、事業推進に努めてまいります。

安全対策を更に推進するための取組として、ETC利用の増加に伴い利用環境が変化している料金所付近における「料金所総合安全対策」等を進めてまいります。

不正通行の撲滅に向け、不正通行監視設備による不正通行等車両の捕捉を強化し、不正通行者を警察へ通報するとともに、割増金を含めた通行料金の請求・回収の強化を図ってまいります。

構造物の老朽化への対応としては、アセットマネジメントの考え方を活用しながら、確実に効率的な点検・補修を実施し、道路構造物の予防保全を徹底してまいります。

なお、引き続き道路の適切な管理水準を維持しつつ、コスト管理を徹底します。また、子会社に対し、首都高グループとして経営方針の徹底を図ってまいります。

〔高速道路事業以外の事業〕

首都高速道路をご利用になるお客様、首都圏にお住まいの皆様の豊かな生活実現のため、首都高速道路に関連する新たなライフスタイルを提案し、地域の価値を高める様々なバリューアップ事業を総合的に展開し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

このため駐車場事業や休憩所事業等を中心として長期安定的な経営基盤強化を図りつつ、首都高速道路をご利用になるお客様や地域のお客様の生活の質的な向上に資するため、道路空間、未利用地を活用した利便増進施設の整備やロジスティクス事業を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、半期報告書提出日現在において判断したものであります。

5【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに決定又は締結した経営上の重要な契約等はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備え、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱い機構が行うこととなります。

また、首都高速道路公団（以下「首都公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した首都公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上については、工事完成基準によっております。

工事に係る受託業務収入の計上については、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

④ 固定資産の減損

固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出しております。なお、当中間連結会計期間においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間の営業収益は、合計で前年同期比2%減の126,635百万円となりました。

高速道路事業については、交通量は、前年同期とほぼ同じになりましたが、料金収入等は景気低迷により大型車の交通量が減少したことに加え、経済対策等に伴う料金引き下げによる割引の拡充等に伴い割引のご利用が増加した結果、前年同期比2%減の120,793百万円となりました。また、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、前年同期比12%減の3,817百万円となりました。

駐車場事業については、都市計画駐車場における時間貸し及び定期駐車収入等により1,385百万円となりました。

受託事業については、東京都市計画道路環状第2号線と高速都心環状線及び八重洲線との交差部の設計等をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことにより146百万円となりました。

その他の事業については、623百万円となりました。

② 営業利益（営業損失）

当中間連結会計期間の営業費用は、合計で前年同期比0%増の129,864百万円となりました。

高速道路事業については、協定に基づく機構への貸借料の支払いや管理費用の支出等により前年同期比0%増の128,263百万円となりました。

駐車場事業については、主に駐車場の管理費用の支出等により1,072百万円、受託事業については147百万円、その他の事業については休憩所施設や高架下賃貸施設の管理費用の支出等により516百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業損失は合計で3,229百万円（前年同期は営業利益705百万円）となりました。その内訳は、高速道路事業が3,651百万円の営業損失、駐車場事業が312百万円の営業利益、受託事業が1百万円の営業損失、その他の事業が106百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメン

ト間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」を併せてご参照下さい。

③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、損害賠償金の受け取り78百万円等により前年同期比38%減の279百万円、営業外費用は、利息の支払い162百万円等により前年同期比100%増の235百万円となりました。

④ 経常利益 (経常損失)

以上の結果、当中間連結会計期間の経常損失は3,185百万円 (前年同期は経常利益1,041百万円) となりました。

⑤ 中間純利益 (中間純損失)

法人税等を控除した中間純損失は2,049百万円 (前年同期は中間純利益537百万円) となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった仕掛道路資産当期減少額3,817百万円の内訳は下表のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
都道首都高速1号線等	修繕	平成21年6月	3,817
		平成21年9月	
合計		—	3,817

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

また、当中間連結会計期間において、主要な道路資産に重要な異動はありません。

なお、主要な道路資産に係る当連結会計年度における協定に基づく年間賃借料は、193,928百万円であり、前連結会計年度から変更されております。

(注) 年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末現在の道路資産に係る重要な建設計画について、変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成21年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成21年12月22日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	27,000,000	27,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成21年4月1日～ 平成21年9月30日	—	27,000,000	—	13,500	—	13,500

(5)【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区港町1丁目1番	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	—	27,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	—	—
総株主の議決権	—	269,997	—

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	10,147	14,222	11,187
高速道路事業営業未収入金	19,217	21,487	40,384
未収入金	199	233	4,811
短期貸付金	—	—	※5 22,988
有価証券	2,500	5,000	—
たな卸資産			
仕掛道路資産	321,800	386,496	352,784
貯蔵品	382	389	303
その他のたな卸資産	—	87	50
受託業務前払金	31,584	36,873	34,981
前払金	2,717	2,896	2,338
繰延税金資産	47	2,864	1,251
その他	2,648	4,475	2,274
貸倒引当金	△137	△202	△204
流動資産合計	391,108	474,823	473,152
固定資産			
有形固定資産			
建物	11,891	12,472	12,291
減価償却累計額	△2,356	△2,938	△2,668
建物(純額)	9,534	9,533	9,623
構築物	※4 18,344	※4 19,922	※4 19,561
減価償却累計額	△2,472	△3,396	△2,916
構築物(純額)	15,871	16,525	16,645
機械及び装置	30,250	42,121	41,028
減価償却累計額	△6,553	△7,374	△5,914
機械及び装置(純額)	23,696	34,746	35,114
車両運搬具	1,406	1,546	1,630
減価償却累計額	△526	△715	△673
車両運搬具(純額)	880	830	956
工具、器具及び備品	548	874	738
減価償却累計額	△279	△364	△306
工具、器具及び備品(純額)	269	509	432
土地	8,027	7,915	8,027
リース資産	83	95	93
減価償却累計額	△4	△28	△15
リース資産(純額)	79	66	77
建設仮勘定	4,638	1,988	1,827
有形固定資産合計	62,998	72,118	72,703
無形固定資産			
投資その他の資産	1,732	1,320	1,639
投資有価証券	—	30	30
敷金	935	960	955
繰延税金資産	160	311	311
その他	83	99	94
貸倒引当金	△3	△3	△3
投資その他の資産合計	1,175	1,397	1,387
固定資産合計	65,906	74,836	75,731
資産合計	※1 457,014	※1 549,659	※1 548,883

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	18,560	19,523	38,671
短期借入金	150	—	950
1年以内返済予定長期借入金	8,830	24,576	10,984
リース債務	21	27	26
未払金	2,942	2,606	6,038
未払法人税等	689	621	2,173
預り金	625	1,038	764
受託業務前受金	43,382	40,863	39,308
前受金	1,661	1,169	1,376
賞与引当金	1,470	1,598	1,344
回数券払戻引当金	7	30	30
その他	2,763	2,545	2,365
流動負債合計	81,104	94,600	104,036
固定負債			
道路建設関係社債	※1 87,264	※1 115,737	※1 115,714
道路建設関係長期借入金	※3 218,688	※3 257,094	※3 243,756
その他の長期借入金	7,465	18,339	19,794
リース債務	62	44	55
退職給付引当金	30,472	31,371	31,049
役員退職慰労引当金	91	109	116
負ののれん	238	3	6
その他	404	413	410
固定負債合計	344,687	423,112	410,902
負債合計	425,792	517,713	514,938
純資産の部			
株主資本			
資本金	13,500	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500	13,500
利益剰余金	3,733	4,399	6,448
株主資本合計	30,733	31,399	33,448
少数株主持分	488	546	496
純資産合計	31,221	31,946	33,944
負債・純資産合計	457,014	549,659	548,883

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益	129,881	126,635	306,973
営業費用			
道路資産賃借料	98,720	96,965	183,405
高速道路等事業管理費及び売上原価	26,140	29,096	110,970
販売費及び一般管理費	※1 4,315	※1 3,802	※1 8,544
営業費用合計	129,176	129,864	302,920
営業利益又は営業損失(△)	705	△3,229	4,052
営業外収益			
受取利息	33	7	40
還付加算金	—	31	—
土地物件貸付料	—	39	82
損害賠償金	—	78	—
負ののれん償却額	231	3	463
保険戻戻金	76	—	121
収用補償金	—	48	—
その他	111	70	149
営業外収益合計	453	279	856
営業外費用			
支払利息	101	162	201
その他	16	73	99
営業外費用合計	117	235	300
経常利益又は経常損失(△)	1,041	△3,185	4,608
特別損失	—	—	397
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	1,041	△3,185	4,210
法人税、住民税及び事業税	478	425	2,279
法人税等調整額	△34	△1,613	△1,388
法人税等合計	444	△1,187	890
少数株主利益	59	50	67
中間純利益又は中間純損失(△)	537	△2,049	3,252

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
資本剰余金			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
利益剰余金			
前期末残高	3,196	6,448	3,196
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	537	△2,049	3,252
当中間期変動額合計	537	△2,049	3,252
当中間期末残高	3,733	4,399	6,448
株主資本合計			
前期末残高	30,196	33,448	30,196
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	537	△2,049	3,252
当中間期変動額合計	537	△2,049	3,252
当中間期末残高	30,733	31,399	33,448
少数株主持分			
前期末残高	429	496	429
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	59	50	67
当中間期変動額合計	59	50	67
当中間期末残高	488	546	496
純資産合計			
前期末残高	30,625	33,944	30,625
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	537	△2,049	3,252
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	59	50	67
当中間期変動額合計	596	△1,998	3,319
当中間期末残高	31,221	31,946	33,944

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	1,041	△3,185			4,210
減価償却費	2,596	3,166			5,374
退職給付引当金の増減額(△は減少)	316	321			892
賞与引当金の増減額(△は減少)	229	253			104
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△17	△1			49
回数券払戻引当金の増減額(△は減少)	△17	△0			6
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△60	△6			△36
受取利息	△33	△7			△40
支払利息	101	162			201
固定資産除却損	36	902			7,871
売上債権の増減額(△は増加)	4,192	20,462			△18,515
未収消費税等の増減額(△は増加)	△1,232	1,363			△3,030
仕掛道路資産の増減額(△は増加)	※2 △35,573	※2 △32,066			※2 △65,034
貯蔵品の増減額(△は増加)	△65	△86			13
受託業務前払金の増減額(△は増加)	△2,958	△1,897			△6,355
前払金の増減額(△は増加)	△1,360	△558			△980
仕入債務の増減額(△は減少)	△16,171	△15,285			△396
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,068	△153			△888
受託業務前受金の増減額(△は減少)	2,080	1,554			△1,993
前受金の増減額(△は減少)	△472	△207			△757
負ののれん償却額	△231	△3			△463
その他	56	63			△859
小計	△48,613	△25,210			△80,625
利息の受取額	33	7			41
利息の支払額	△1,842	△1,774			△3,384
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	120	△2,142			△445
営業活動によるキャッシュ・フロー	※2 △50,300	※2 △29,119			※2 △84,414
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有形固定資産の取得による支出	△4,160	△10,457			△16,916
有形固定資産の売却による収入	1	113			2
投資有価証券の取得による支出	—	—			△30
その他	△223	△101			△490
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,382	△10,445			△17,434
財務活動によるキャッシュ・フロー					
道路建設関係長期借入れによる収入	14,208	32,460			80,416
道路建設関係社債発行による収入	9,929	—			38,283
長期借入れによる収入	—	—			14,000
長期借入金の返済による支出	△927	△1,603			△1,817
道路建設関係長期借入金の増減額(△は減少)	※2 △4,800	※2 △5,382			※2 △44,567
その他	△149	△963			638
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,260	24,510			86,953
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△36,423	△15,053			△14,894
現金及び現金同等物の期首残高	49,001	34,106			49,001
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 12,577	※1 19,052			※1 34,106

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 首都高トールサービス西東京㈱ 首都高トールサービス東東京㈱ 首都高トールサービス神奈川㈱ 首都高パトロール㈱ 首都高カー・サポート㈱ 首都高技術㈱ 首都高メンテナンス西東京㈱ 首都高メンテナンス東東京㈱ 首都高メンテナンス神奈川㈱ 首都高電気メンテナンス㈱ 首都高E T Cメンテナンス㈱ 首都高機械メンテナンス㈱ 首都高高速道路サービス㈱ 首都高保険サポート㈱ 首都高パートナーズ㈱</p> <p>このうち、首都高カー・サポート㈱及び首都高技術㈱については、当中間連結会計期間において新たに設立したことにより連結子会社を含めることとしております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結子会社であった、トラスティード㈱、ユニ㈱及び㈱エヌティジェーについては、吸収合併により首都高トールサービス西東京㈱（存続会社であるトラスティード㈱の商号を変更）として、㈱とうさい、㈱トーン及び㈱エフイージーについては、吸収合併により首都高トールサービス東東京㈱（存続会社である㈱とうさいの商号を変更）として、ケイエス㈱及び横浜アールエス㈱については、吸収合併により首都高トールサービス神奈川㈱（存続会社であるケイエス㈱の商号を変更）として、それぞれ連結子会社を含めることとしております。</p>	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 首都高トールサービス西東京㈱ 首都高トールサービス東東京㈱ 首都高トールサービス神奈川㈱ 首都高パトロール㈱ 首都高カー・サポート㈱ 首都高技術㈱ 首都高メンテナンス西東京㈱ 首都高メンテナンス東東京㈱ 首都高メンテナンス神奈川㈱ 首都高電気メンテナンス㈱ 首都高E T Cメンテナンス㈱ 首都高機械メンテナンス㈱ 首都高高速道路サービス㈱ 首都高保険サポート㈱ 首都高パートナーズ㈱</p>	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 首都高トールサービス西東京㈱ 首都高トールサービス東東京㈱ 首都高トールサービス神奈川㈱ 首都高パトロール㈱ 首都高カー・サポート㈱ 首都高技術㈱ 首都高メンテナンス西東京㈱ 首都高メンテナンス東東京㈱ 首都高メンテナンス神奈川㈱ 首都高電気メンテナンス㈱ 首都高E T Cメンテナンス㈱ 首都高機械メンテナンス㈱ 首都高高速道路サービス㈱ 首都高保険サポート㈱ 首都高パートナーズ㈱</p> <p>このうち、首都高カー・サポート㈱及び首都高技術㈱については、当中間連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社を含めることとしております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結子会社であった、トラスティード㈱、ユニ㈱及び㈱エヌティジェーについては、吸収合併により首都高トールサービス西東京㈱（存続会社であるトラスティード㈱の商号を変更）として、㈱とうさい、㈱トーン及び㈱エフイージーについては、吸収合併により首都高トールサービス東東京㈱（存続会社である㈱とうさいの商号を変更）として、ケイエス㈱及び横浜アールエス㈱については、吸収合併により首都高トールサービス神奈川㈱（存続会社であるケイエス㈱の商号を変更）として、それぞれ連結子会社を含めることとしております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用の関連会社数 0社	同左	同左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と同一であります。	同左	連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>(a) その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② たな卸資産</p> <p>(a) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 当社及び連結子会社は、当中間連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>(a) その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p> <p>② たな卸資産</p> <p>(a) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p> <p>② たな卸資産</p> <p>(a) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 当社及び連結子会社は、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>2年～51年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成20年4月30日法律第23号）及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年4月30日財務省令第32号））に伴い、当中間連結会計期間より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	2年～51年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>2年～51年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	建物	2年～51年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>2年～51年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成20年4月30日法律第23号）及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年4月30日財務省令第32号））に伴い、当連結会計年度より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>	建物	2年～51年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年
建物	2年～51年																				
構築物	2年～45年																				
機械及び装置	2年～17年																				
建物	2年～51年																				
構築物	2年～45年																				
機械及び装置	2年～17年																				
建物	2年～51年																				
構築物	2年～45年																				
機械及び装置	2年～17年																				

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前に取得した、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。 (追加情報) 当社の連結子会社である首都高パトロール㈱については、当連結会計年度より退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更しております。 この変更に伴い、簡便法と原則法による退職給付債務の差額297百万円を特別損失に計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>① 完成工事高の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 工事に係る受託業務収入 当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。</p> <p>（会計方針の変更） 工事に係る受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当中間連結会計期間より適用し、当中間連結会計期間に着手した工事契約のうち、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	
	<p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 完成工事高の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。</p> <p>② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>② 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 完成工事高の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。</p> <p>② 消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。	同左	同左

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
リース取引に関する会計基準	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	—————	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「未収消費税等の増減額(△は増加)」に含めて表示しておりました「未払消費税等の増減額(△は減少)」は、当中間連結会計期間において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「未収消費税等の増減額(△は増加)」に含まれる「未払消費税等の増減額(△は減少)」は△16百万円であります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、流動資産の「その他」に含めておりました「その他のたな卸資産」は、タクソノミの勘定科目に合わせ、当中間連結会計期間において区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間における流動資産の「その他」に含まれる「その他のたな卸資産」は179百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めておりました「還付加算金」は、当中間連結会計期間において営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「還付加算金」は20百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めておりました「土地物件貸付料」は、当中間連結会計期間において営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「土地物件貸付料」は41百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めておりました「損害賠償金」は、当中間連結会計期間において営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「損害賠償金」は0百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記していた営業外収益の「保険返戻金」(当中間連結会計期間5百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下であるため、当中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>—————</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)				
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債87,264百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務979,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、198,156百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が4,800百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,737百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務769,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、229,463百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金5,382百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,714百万円の一般担保に供しています。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務807,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、227,833百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金44,567百万円減少しております。そのうち6,337百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る38,230百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p>				
<p>※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金額 21百万円</p>	<p>※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円</p>	<p>※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金額 21百万円</p> <p>※5 担保受入金金融資産 短期貸付金には、22,988百万円の現先取引が含まれております。これにより現先有価証券の売手から担保として受入れた有価証券の内容及び期末時価は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1069 1681 1436 1747"> <tr> <td>内容</td> <td>債券</td> </tr> <tr> <td>時価</td> <td>22,988百万円</td> </tr> </table>	内容	債券	時価	22,988百万円
内容	債券					
時価	22,988百万円					

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																										
<p>6 当座貸越契約</p> <p>当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table border="0"> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>5,500百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td> <td>500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>150百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>21,850百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	5,500百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	500百万円	借入実行残高	150百万円	差引額	21,850百万円	<p>6 当座貸越契約</p> <p>当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table border="0"> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td> <td>700百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>22,700百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	6,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	700百万円	借入実行残高	—	差引額	22,700百万円	<p>6 当座貸越契約</p> <p>当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table border="0"> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td> <td>700百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>950百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>21,750百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	6,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	700百万円	借入実行残高	950百万円	差引額	21,750百万円
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																											
㈱三菱東京UFJ銀行	5,500百万円																																											
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																											
㈱横浜銀行	4,000百万円																																											
㈱みずほ銀行	500百万円																																											
借入実行残高	150百万円																																											
差引額	21,850百万円																																											
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																											
㈱三菱東京UFJ銀行	6,000百万円																																											
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																											
㈱横浜銀行	4,000百万円																																											
㈱みずほ銀行	700百万円																																											
借入実行残高	—																																											
差引額	22,700百万円																																											
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																											
㈱三菱東京UFJ銀行	6,000百万円																																											
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																											
㈱横浜銀行	4,000百万円																																											
㈱みずほ銀行	700百万円																																											
借入実行残高	950百万円																																											
差引額	21,750百万円																																											

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																										
<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table border="0"> <tr> <td>給料手当</td> <td>1,072百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>634百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>485百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>267百万円</td> </tr> </table>	給料手当	1,072百万円	業務委託費	634百万円	退職給付費用	485百万円	賞与引当金繰入額	267百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table border="0"> <tr> <td>給料手当</td> <td>1,006百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>651百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>424百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>418百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>230百万円</td> </tr> </table>	給料手当	1,006百万円	退職給付費用	651百万円	賃借料	424百万円	業務委託費	418百万円	賞与引当金繰入額	230百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table border="0"> <tr> <td>給料手当</td> <td>2,071百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>1,580百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>905百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>499百万円</td> </tr> </table>	給料手当	2,071百万円	業務委託費	1,580百万円	退職給付費用	905百万円	賞与引当金繰入額	499百万円
給料手当	1,072百万円																											
業務委託費	634百万円																											
退職給付費用	485百万円																											
賞与引当金繰入額	267百万円																											
給料手当	1,006百万円																											
退職給付費用	651百万円																											
賃借料	424百万円																											
業務委託費	418百万円																											
賞与引当金繰入額	230百万円																											
給料手当	2,071百万円																											
業務委託費	1,580百万円																											
退職給付費用	905百万円																											
賞与引当金繰入額	499百万円																											

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	前連結会計年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）																								
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成20年9月30日現在）</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>10,147百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△70百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>2,500百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>12,577百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額（△は減少）」△4,800百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産4,370百万円が仕掛道路資産の増減額（△は増加）△35,573百万円に含まれております。</p>	現金及び預金勘定	10,147百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△70百万円	有価証券勘定	2,500百万円	現金及び現金同等物	12,577百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年9月30日現在）</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>14,222百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△170百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>5,000百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>19,052百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額（△は減少）」△5,382百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産3,817百万円が「仕掛道路資産の増減額（△は増加）」△32,066百万円に含まれております。</p>	現金及び預金勘定	14,222百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△170百万円	有価証券勘定	5,000百万円	現金及び現金同等物	19,052百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年3月31日現在）</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>11,187百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△70百万円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金勘定</td> <td>22,988百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>34,106百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額（△は減少）」△44,567百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産43,588百万円が「仕掛道路資産の増減額（△は増加）」△65,034百万円に含まれております。</p> <p>3 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は93百万円、負債の額は98百万円であります。</p>	現金及び預金勘定	11,187百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△70百万円	短期貸付金勘定	22,988百万円	現金及び現金同等物	34,106百万円
現金及び預金勘定	10,147百万円																									
預入期間が3か月を超える定期預金	△70百万円																									
有価証券勘定	2,500百万円																									
現金及び現金同等物	12,577百万円																									
現金及び預金勘定	14,222百万円																									
預入期間が3か月を超える定期預金	△170百万円																									
有価証券勘定	5,000百万円																									
現金及び現金同等物	19,052百万円																									
現金及び預金勘定	11,187百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△70百万円																									
短期貸付金勘定	22,988百万円																									
現金及び現金同等物	34,106百万円																									

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
<p>(借主側)</p> <p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 標識車、高所作業車(車両運搬具)及び事務用機器(工具、器具及び備品)であります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。</p> <p>(2) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>(借主側)</p> <p>1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>(借主側)</p> <p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">63</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">450</td> <td style="text-align: center;">211</td> <td style="text-align: center;">238</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: center;">135</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">82</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">696</td> <td style="text-align: center;">301</td> <td style="text-align: center;">394</td> </tr> </tbody> </table>				取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	17	7	10	車両運搬具	92	29	63	工具、器具及び備品	450	211	238	無形固定資産	135	53	82	合計	696	301	394
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																							
機械及び装置	17	7	10																							
車両運搬具	92	29	63																							
工具、器具及び備品	450	211	238																							
無形固定資産	135	53	82																							
合計	696	301	394																							
<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">160百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">234百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">394百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>			1年内	160百万円	1年超	234百万円	合計	394百万円																		
1年内	160百万円																									
1年超	234百万円																									
合計	394百万円																									

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
<p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 80百万円 減価償却費相当額 80百万円</p> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>206,675百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>11,453,878百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,660,553百万円</td></tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>43百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>66百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>3. 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理しましたが、この額は反映されていません。</p>	1年内	206,675百万円	1年超	11,453,878百万円	合計	11,660,553百万円	1年内	22百万円	1年超	43百万円	合計	66百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>195,568百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>10,792,029百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,987,598百万円</td></tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>58百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>149百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>208百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を14,035百万円減額しておりますが、この額は反映されていません。</p>	1年内	195,568百万円	1年超	10,792,029百万円	合計	10,987,598百万円	1年内	58百万円	1年超	149百万円	合計	208百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>193,928百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>10,890,635百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,084,563百万円</td></tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>57百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>178百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>235百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p>	1年内	193,928百万円	1年超	10,890,635百万円	合計	11,084,563百万円	1年内	57百万円	1年超	178百万円	合計	235百万円
1年内	206,675百万円																																					
1年超	11,453,878百万円																																					
合計	11,660,553百万円																																					
1年内	22百万円																																					
1年超	43百万円																																					
合計	66百万円																																					
1年内	195,568百万円																																					
1年超	10,792,029百万円																																					
合計	10,987,598百万円																																					
1年内	58百万円																																					
1年超	149百万円																																					
合計	208百万円																																					
1年内	193,928百万円																																					
1年超	10,890,635百万円																																					
合計	11,084,563百万円																																					
1年内	57百万円																																					
1年超	178百万円																																					
合計	235百万円																																					

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																																
	<p>リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="587 471 1005 875"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>17</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>92</td> <td>48</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>443</td> <td>314</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>135</td> <td>83</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>689</td> <td>456</td> <td>232</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	17	10	6	車両運搬具	92	48	44	工具、器具及び備品	443	314	129	無形固定資産	135	83	52	合計	689	456	232	<p>リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1021 471 1439 875"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>92</td> <td>38</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>443</td> <td>260</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>135</td> <td>68</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>689</td> <td>377</td> <td>312</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	17	9	8	車両運搬具	92	38	54	工具、器具及び備品	443	260	182	無形固定資産	135	68	67	合計	689	377	312
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
機械及び装置	17	10	6																																															
車両運搬具	92	48	44																																															
工具、器具及び備品	443	314	129																																															
無形固定資産	135	83	52																																															
合計	689	456	232																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
機械及び装置	17	9	8																																															
車両運搬具	92	38	54																																															
工具、器具及び備品	443	260	182																																															
無形固定資産	135	68	67																																															
合計	689	377	312																																															
	<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="662 1037 997 1124"> <tr> <td>1年内</td> <td>119百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>112百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>232百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="662 1321 997 1386"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>79百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>79百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	1年内	119百万円	1年超	112百万円	合計	232百万円	支払リース料	79百万円	減価償却費相当額	79百万円	<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table data-bbox="1093 1037 1428 1124"> <tr> <td>1年内</td> <td>158百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>154百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>312百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="1093 1321 1428 1386"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>159百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>159百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p>	1年内	158百万円	1年超	154百万円	合計	312百万円	支払リース料	159百万円	減価償却費相当額	159百万円																												
1年内	119百万円																																																	
1年超	112百万円																																																	
合計	232百万円																																																	
支払リース料	79百万円																																																	
減価償却費相当額	79百万円																																																	
1年内	158百万円																																																	
1年超	154百万円																																																	
合計	312百万円																																																	
支払リース料	159百万円																																																	
減価償却費相当額	159百万円																																																	

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成20年9月30日)

時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

譲渡性預金 2,500百万円

当中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

譲渡性預金 5,000百万円

非上場株式 30百万円

前連結会計年度末(平成21年3月31日)

時価評価されていない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式 30百万円

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(企業結合関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																												
<p>1 共通支配下の取引等</p> <p>(1)企業結合の概要</p> <p>①結合当事企業の名称及び結合後企業の名称</p> <table border="1" data-bbox="159 351 566 834"> <thead> <tr> <th colspan="2">結合当事企業の名称</th> <th>結合後企業の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>存続会社</td> <td>トラスティ ーロード(株)</td> <td rowspan="3">首都高トールサー ビス西東京(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>ユニ(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>(株)エスティ ジェー</td> </tr> <tr> <td>存続会社</td> <td>(株)とうさい</td> <td rowspan="3">首都高トールサー ビス東東京(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>(株)トーワン</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>(株)エフィー ジー</td> </tr> <tr> <td>存続会社</td> <td>ケイエス(株)</td> <td rowspan="2">首都高トールサー ビス神奈川(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>横浜アール エス(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②企業結合の対象となった事業の内容 高速道路の料金收受業務</p> <p>③企業結合の法的形式 存続会社による吸収合併</p> <p>④企業結合日 平成20年7月1日</p> <p>⑤取引の概要 高速道路の料金收受業務を効率的に実施することを目的として、合併を行っております。</p> <p>(2)実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>	結合当事企業の名称		結合後企業の名称	存続会社	トラスティ ーロード(株)	首都高トールサー ビス西東京(株)	消滅会社	ユニ(株)	消滅会社	(株)エスティ ジェー	存続会社	(株)とうさい	首都高トールサー ビス東東京(株)	消滅会社	(株)トーワン	消滅会社	(株)エフィー ジー	存続会社	ケイエス(株)	首都高トールサー ビス神奈川(株)	消滅会社	横浜アール エス(株)	<p>—————</p>	<p>1 共通支配下の取引等</p> <p>(1)企業結合の概要</p> <p>①結合当事企業の名称及び結合後企業の名称</p> <table border="1" data-bbox="1031 351 1437 834"> <thead> <tr> <th colspan="2">結合当時企業の名称</th> <th>結合後企業の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>存続会社</td> <td>トラスティ ーロード(株)</td> <td rowspan="3">首都高トールサー ビス西東京(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>ユニ(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>(株)エスティ ジェー</td> </tr> <tr> <td>存続会社</td> <td>(株)とうさい</td> <td rowspan="3">首都高トールサー ビス東東京(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>(株)トーワン</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>(株)エフィー ジー</td> </tr> <tr> <td>存続会社</td> <td>ケイエス(株)</td> <td rowspan="2">首都高トールサー ビス神奈川(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>横浜アール エス(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②企業結合の対象となった事業の内容 高速道路の料金收受業務</p> <p>③企業結合の法的形式 存続会社による吸収合併</p> <p>④企業結合日 平成20年7月1日</p> <p>⑤取引の概要 高速道路の料金收受業務を効率的に実施することを目的として、合併を行っております。</p> <p>(2)実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>	結合当時企業の名称		結合後企業の名称	存続会社	トラスティ ーロード(株)	首都高トールサー ビス西東京(株)	消滅会社	ユニ(株)	消滅会社	(株)エスティ ジェー	存続会社	(株)とうさい	首都高トールサー ビス東東京(株)	消滅会社	(株)トーワン	消滅会社	(株)エフィー ジー	存続会社	ケイエス(株)	首都高トールサー ビス神奈川(株)	消滅会社	横浜アール エス(株)
結合当事企業の名称		結合後企業の名称																																												
存続会社	トラスティ ーロード(株)	首都高トールサー ビス西東京(株)																																												
消滅会社	ユニ(株)																																													
消滅会社	(株)エスティ ジェー																																													
存続会社	(株)とうさい	首都高トールサー ビス東東京(株)																																												
消滅会社	(株)トーワン																																													
消滅会社	(株)エフィー ジー																																													
存続会社	ケイエス(株)	首都高トールサー ビス神奈川(株)																																												
消滅会社	横浜アール エス(株)																																													
結合当時企業の名称		結合後企業の名称																																												
存続会社	トラスティ ーロード(株)	首都高トールサー ビス西東京(株)																																												
消滅会社	ユニ(株)																																													
消滅会社	(株)エスティ ジェー																																													
存続会社	(株)とうさい	首都高トールサー ビス東東京(株)																																												
消滅会社	(株)トーワン																																													
消滅会社	(株)エフィー ジー																																													
存続会社	ケイエス(株)	首都高トールサー ビス神奈川(株)																																												
消滅会社	横浜アール エス(株)																																													

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	128,090	1,403	5	382	129,881	—	129,881
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	0	3	—	77	81	(81)	—
計	128,090	1,406	5	459	129,962	(81)	129,881
営業費用	127,725	1,120	30	378	129,255	(79)	129,176
営業利益又は営業損失(△)	364	286	△24	80	706	(1)	705

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	124,610	1,381	146	496	126,635	—	126,635
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1	3	—	126	131	(131)	—
計	124,611	1,385	146	623	126,766	(131)	126,635
営業費用	128,263	1,072	147	516	129,999	(134)	129,864
営業利益又は営業損失（△）	△3,651	312	△1	106	△3,232	3	△3,229

- (注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	290,494	2,795	12,843	839	306,973	—	306,973
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1	7	—	237	246	(246)	—
計	290,496	2,802	12,843	1,077	307,219	(246)	306,973
営業費用	287,411	2,218	12,614	919	303,164	(243)	302,920
営業利益	3,084	584	229	157	4,055	(3)	4,052

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても、海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,138.28円 1株当たり中間純利益 金額 19.91円	1株当たり純資産額 1,162.94円 1株当たり中間純損失 金額 75.89円	1株当たり純資産額 1,238.83円 1株当たり当期純利益 金額 120.46円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、当中間連結会計期間にあつては1株当たり中間純損失であります。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
中間(当期)純利益又は中間純損失 (△)(百万円)	537	△2,049	3,252
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 又は普通株式に係る中間純損失(△) (百万円)	537	△2,049	3,252
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計金額(百万円)	31,221	31,946	33,944
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	488	546	496
(うち少数株主持分)	(488)	(546)	(496)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資 産額(百万円)	30,733	31,399	33,448
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	27,000	27,000	27,000

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成20年3月19日開催の取締役会の決議（社債（政府保証なし）200億円以内）に基づき、平成20年10月1日以降、以下の条件で社債（政府保証なし）を発行しました。</p> <p>区分 首都高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金200億円</p> <p>利率 年1.23パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金99円98銭</p> <p>払込期日 平成20年10月14日</p> <p>償還期日 平成25年9月20日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の用途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議（社債（政府保証なし）400億円以内）に基づき、平成21年10月1日以降、以下の条件で社債（政府保証なし）を発行いたしました。</p> <p>区分 首都高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金150億円</p> <p>利率 年0.69パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金99円97銭</p> <p>払込期日 平成21年10月14日</p> <p>償還期日 平成26年9月19日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の用途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	<p>1 多額な資金の借入</p> <p>当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議（借入金（長期）686億円以内）に基づき、平成21年4月1日以降、以下の条件で借入を実行いたしました。</p> <p>区分 金融機関からの借入</p> <p>借入先の名称 株式会社みずほコーポレート銀行他12金融機関</p> <p>借入金額 金160億円</p> <p>返済方法 満期一括</p> <p>借入実行日 平成21年5月15日</p> <p>返済期限 平成26年5月15日</p> <p>担保 無担保</p> <p>資金の用途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年 3 月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	5,976	9,000	6,601
高速道路事業営業未収入金	19,217	21,487	40,384
未収入金	52	68	4,289
短期貸付金	1,221	615	※5 23,858
有価証券	2,500	5,000	—
たな卸資産			
仕掛道路資産	320,365	386,238	352,554
貯蔵品	250	268	177
受託業務前払金	31,569	36,889	34,981
前払金	686	759	601
前払費用	528	500	156
繰延税金資産	—	2,232	640
その他	1,631	3,795	1,948
貸倒引当金	△137	△202	△203
流動資産合計	383,863	466,653	465,991
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	919	1,036	998
減価償却累計額	△142	△195	△166
建物（純額）	777	840	832
構築物	※4 17,645	※4 18,984	※4 18,849
減価償却累計額	△2,138	△2,980	△2,545
構築物（純額）	15,506	16,004	16,304
機械及び装置	30,234	42,267	41,181
減価償却累計額	△6,550	△7,367	△5,909
機械及び装置（純額）	23,683	34,900	35,271
車両運搬具	994	809	1,123
減価償却累計額	△397	△444	△488
車両運搬具（純額）	596	365	635
工具、器具及び備品	115	223	230
減価償却累計額	△63	△75	△63
工具、器具及び備品（純額）	52	148	166
土地	268	268	268
建設仮勘定	4,270	2,023	1,819
有形固定資産合計	45,155	54,550	55,299
無形固定資産	740	586	717
高速道路事業固定資産合計	45,895	55,137	56,016

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	5,119	5,078	5,142
減価償却累計額	△1,262	△1,563	△1,422
建物（純額）	3,857	3,515	3,719
構築物	2	2	2
減価償却累計額	△1	△1	△1
構築物（純額）	1	0	0
工具、器具及び備品	111	183	112
減価償却累計額	△51	△67	△59
工具、器具及び備品（純額）	60	116	52
土地	375	375	375
建設仮勘定	—	0	0
有形固定資産合計	4,293	4,008	4,148
関連事業固定資産合計	※7 4,293	※7 4,008	※7 4,148
各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	4,999	5,426	5,295
減価償却累計額	△806	△987	△908
建物（純額）	4,193	4,438	4,386
構築物	25	26	26
減価償却累計額	△11	△14	△13
構築物（純額）	14	11	13
機械及び装置	2	11	11
減価償却累計額	△1	△1	△1
機械及び装置（純額）	1	9	9
車両運搬具	48	60	48
減価償却累計額	△15	△22	△18
車両運搬具（純額）	32	38	29
工具、器具及び備品	135	180	160
減価償却累計額	△75	△87	△80
工具、器具及び備品（純額）	59	92	80
土地	7,372	7,260	7,372
建設仮勘定	92	3	42
有形固定資産合計	11,766	11,854	11,933
無形固定資産			
ソフトウェア	926	655	799
その他	19	17	67
無形固定資産合計	946	673	866
各事業共用固定資産合計	12,712	12,527	12,800

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	0	0	0
有形固定資産合計	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	0
投資その他の資産			
関係会社株式	1,114	1,114	1,114
破産更生債権等	3	3	3
敷金	757	796	787
その他の投資等	35	36	36
貸倒引当金	△3	△3	△3
投資その他の資産合計	1,907	1,946	1,937
固定資産合計	64,809	73,620	74,903
資産合計	※1 448,672	※1 540,273	※1 540,894
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	19,817	20,779	44,092
1年以内返済予定長期借入金	8,667	24,494	10,822
未払金	626	558	1,959
未払費用	292	286	229
未払法人税等	385	209	1,208
預り金	535	949	664
受託業務前受金	43,382	40,863	39,308
前受金	1,661	1,169	1,376
前受収益	423	428	270
賞与引当金	930	953	845
回数券払戻引当金	7	30	30
その他	0	6	6
流動負債合計	76,730	90,728	100,815
固定負債			
道路建設関係社債	※1 87,264	※1 115,737	※1 115,714
道路建設関係長期借入金	※3 218,688	※3 257,094	※3 243,756
その他の長期借入金	7,384	18,339	19,794
退職給付引当金	29,518	30,073	29,800
役員退職慰労引当金	25	36	31
固定負債合計	342,881	421,281	409,097
負債合計	419,611	512,010	509,912
純資産の部			
株主資本			
資本金	13,500	13,500	13,500
資本剰余金			
資本準備金	13,500	13,500	13,500
資本剰余金合計	13,500	13,500	13,500

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	1,780	3,328	1,780
繰越利益剰余金	280	△2,065	2,201
利益剰余金合計	2,061	1,263	3,981
株主資本合計	29,061	28,263	30,981
純資産合計	29,061	28,263	30,981
負債・純資産合計	448,672	540,273	540,894

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	121,801	117,373	240,946
道路資産完成高	4,370	3,817	43,588
その他の売上高	1,862	3,325	5,912
営業収益合計	128,034	124,516	290,448
営業費用			
道路資産賃借料	98,720	96,965	183,405
道路資産完成原価	4,370	3,817	43,588
管理費用	24,853	28,203	61,438
営業費用合計	127,943	128,986	288,432
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	91	△4,470	2,015
関連事業営業損益			
営業収益			
駐車場事業収入	904	897	1,799
休憩所等事業収入	33	39	86
高架下事業収入	33	33	67
受託業務事業収入	5	137	12,838
営業収益合計	978	1,108	14,793
営業費用			
駐車場事業費	779	721	1,532
休憩所等事業費	25	26	75
高架下事業費	11	19	30
受託業務事業費	27	151	12,625
営業費用合計	844	919	14,264
関連事業営業利益	※1 133	※1 189	※1 528
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)	224	△4,280	2,544
営業外収益			
受取利息	4	4	12
有価証券利息	26	4	27
雑収入	81	169	162
営業外収益合計	112	178	203
営業外費用			
支払利息	94	155	182
雑損失	11	43	74
営業外費用合計	105	199	256
経常利益又は経常損失 (△)	231	△4,301	2,491
特別損失	—	—	※2 100
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	231	△4,301	2,391
法人税、住民税及び事業税	163	8	1,042
法人税等調整額	—	△1,591	△640
法人税等合計	163	△1,582	401
中間純利益又は中間純損失 (△)	68	△2,718	1,989

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
資本剰余金合計			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	1,006	1,780	1,006
当中間期変動額			
別途積立金の積立	774	1,547	774
当中間期変動額合計	774	1,547	774
当中間期末残高	1,780	3,328	1,780
繰越利益剰余金			
前期末残高	985	2,201	985
当中間期変動額			
別途積立金の積立	△774	△1,547	△774
中間純利益又は中間純損失(△)	68	△2,718	1,989
当中間期変動額合計	△705	△4,266	1,215
当中間期末残高	280	△2,065	2,201
利益剰余金合計			
前期末残高	1,992	3,981	1,992
当中間期変動額			
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益又は中間純損失(△)	68	△2,718	1,989
当中間期変動額合計	68	△2,718	1,989
当中間期末残高	2,061	1,263	3,981
株主資本合計			
前期末残高	28,992	30,981	28,992
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	68	△2,718	1,989
当中間期変動額合計	68	△2,718	1,989
当中間期末残高	29,061	28,263	30,981
純資産合計			
前期末残高	28,992	30,981	28,992
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	68	△2,718	1,989
当中間期変動額合計	68	△2,718	1,989
当中間期末残高	29,061	28,263	30,981

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入してしております。</p> <p>② 貯蔵品 主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当中間会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用してしております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 貯蔵品 主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 貯蔵品 主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用してしております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> <p>なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成20年4月30日法律第23号）及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年4月30日財務省令第32号））に伴い、当中間会計期間より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> <p>なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> <p>なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成20年4月30日法律第23号）及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年4月30日財務省令第32号））に伴い、当事業年度より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年
建物	2～50年																				
構築物	2～45年																				
機械及び装置	2～17年																				
建物	2～50年																				
構築物	2～45年																				
機械及び装置	2～17年																				
建物	2～50年																				
構築物	2～45年																				
機械及び装置	2～17年																				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 同左</p>																		

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前に取得した、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	—————	—————
5 収益及び費用の計上基準	—————	<p>(1) 完成工事高の計上基準</p> <p>① 道路資産完成高 工事完成基準によっております。</p> <p>② 工事に係る受託業務収入 当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。</p>	—————

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>工事に係る受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当中間会計期間より適用し、当中間会計期間に着手した工事契約のうち、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	
6 その他中間財務諸表 (財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 完成工事高の計上基準</p> <p>① 道路資産完成高 工事完成基準によっております。</p> <p>② 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(3) リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 完成工事高の計上基準</p> <p>① 道路資産完成高 工事完成基準によっております。</p> <p>② 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(3) リース取引の処理方法 同左</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
リース取引に関する会計基準	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。</p> <p>当中間会計期間においては、該当するリース取引がないため、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	—————	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。</p> <p>当事業年度においては、該当するリース取引がないため、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間及び当中間会計期間のいずれにおいても該当事項はありません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)				
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債87,264百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務979,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、198,156百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が4,800百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,737百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務769,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、229,463百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が5,382百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,714百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務807,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、227,833百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が44,567百万円減少しております。そのうち6,337百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る38,230百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p>				
<p>※4 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金額</p> <p style="text-align: right;">21百万円</p>	<p>※4 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額</p> <p style="text-align: right;">21百万円</p>	<p>※4 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金額</p> <p style="text-align: right;">21百万円</p>				
		<p>※5 担保受入金融資産 短期貸付金には、22,988百万円の現先取引が含まれております。これにより現先有価証券の売手から担保として受入れた有価証券の内容及び期末時価は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">内容</td> <td style="text-align: right;">債券</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">時価</td> <td style="text-align: right;">22,988百万円</td> </tr> </table>	内容	債券	時価	22,988百万円
内容	債券					
時価	22,988百万円					

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																																				
<p>6 当座貸越契約</p> <p>当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	<p>6 当座貸越契約</p> <p>当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	<p>6 当座貸越契約</p> <p>当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																					
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																					
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																					
㈱横浜銀行	4,000百万円																																					
借入実行残高	—																																					
差引額	20,000百万円																																					
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																					
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																					
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																					
㈱横浜銀行	4,000百万円																																					
借入実行残高	—																																					
差引額	20,000百万円																																					
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																					
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																					
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																					
㈱横浜銀行	4,000百万円																																					
借入実行残高	—																																					
差引額	20,000百万円																																					
<p>※7 関連事業固定資産内訳</p> <p>有形固定資産</p> <table> <tr> <td>駐車場事業</td> <td>3,812百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td>468百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,293百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業	3,812百万円	休憩所等事業	468百万円	高架下事業	12百万円	有形固定資産	4,293百万円	<p>※7 関連事業固定資産内訳</p> <p>有形固定資産</p> <table> <tr> <td>駐車場事業</td> <td>3,591百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td>408百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,008百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業	3,591百万円	休憩所等事業	408百万円	高架下事業	7百万円	有形固定資産	4,008百万円	<p>※7 関連事業固定資産内訳</p> <p>有形固定資産</p> <table> <tr> <td>駐車場事業</td> <td>3,670百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td>467百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,148百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業	3,670百万円	休憩所等事業	467百万円	高架下事業	10百万円	有形固定資産	4,148百万円												
駐車場事業	3,812百万円																																					
休憩所等事業	468百万円																																					
高架下事業	12百万円																																					
有形固定資産	4,293百万円																																					
駐車場事業	3,591百万円																																					
休憩所等事業	408百万円																																					
高架下事業	7百万円																																					
有形固定資産	4,008百万円																																					
駐車場事業	3,670百万円																																					
休憩所等事業	467百万円																																					
高架下事業	10百万円																																					
有形固定資産	4,148百万円																																					

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																
<p>※1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳</p> <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td> <td>125百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td>133百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	125百万円	休憩所等事業営業利益	8百万円	高架下事業営業利益	21百万円	受託業務事業営業損失	22百万円	関連事業営業利益	133百万円	<p>※1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳</p> <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td> <td>176百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td>189百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	176百万円	休憩所等事業営業利益	13百万円	高架下事業営業利益	14百万円	受託業務事業営業損失	14百万円	関連事業営業利益	189百万円	<p>※1 関連事業営業利益の内訳</p> <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td> <td>267百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業利益</td> <td>213百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td>528百万円</td> </tr> </table> <p>※2 特別損失</p> <table> <tr> <td>社会貢献による医療費助成制度への拠出金</td> <td>100百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	267百万円	休憩所等事業営業利益	10百万円	高架下事業営業利益	37百万円	受託業務事業営業利益	213百万円	関連事業営業利益	528百万円	社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100百万円
駐車場事業営業利益	125百万円																																	
休憩所等事業営業利益	8百万円																																	
高架下事業営業利益	21百万円																																	
受託業務事業営業損失	22百万円																																	
関連事業営業利益	133百万円																																	
駐車場事業営業利益	176百万円																																	
休憩所等事業営業利益	13百万円																																	
高架下事業営業利益	14百万円																																	
受託業務事業営業損失	14百万円																																	
関連事業営業利益	189百万円																																	
駐車場事業営業利益	267百万円																																	
休憩所等事業営業利益	10百万円																																	
高架下事業営業利益	37百万円																																	
受託業務事業営業利益	213百万円																																	
関連事業営業利益	528百万円																																	
社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100百万円																																	
<p>3 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,151百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>305百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,151百万円	無形固定資産	305百万円	<p>3 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,630百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>331百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,630百万円	無形固定資産	331百万円	<p>3 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,437百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>621百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	4,437百万円	無形固定資産	621百万円																				
有形固定資産	2,151百万円																																	
無形固定資産	305百万円																																	
有形固定資産	2,630百万円																																	
無形固定資産	331百万円																																	
有形固定資産	4,437百万円																																	
無形固定資産	621百万円																																	

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても、自己株式を保有していないため該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)				前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			
(借主側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(リース取引開始日が平成20年3月31日以前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	5	2	3	機械及び装置	5	3	2	機械及び装置	5	2	2
工具、器具及び備品	389	191	198	工具、器具及び備品	389	286	103	工具、器具及び備品	389	238	150
無形固定資産	92	29	63	無形固定資産	92	49	42	無形固定資産	92	39	52
合計	487	222	264	合計	487	338	148	合計	487	280	206
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 ② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 115百万円 1年超 148百万円 合計 264百万円				(注) 同左 ② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 80百万円 1年超 68百万円 合計 148百万円				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 ② 未経過リース料期末残高相当額 1年内 115百万円 1年超 90百万円 合計 206百万円			
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 ③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 57百万円 減価償却費相当額 57百万円 ④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(注) 同左 ③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 57百万円 減価償却費相当額 57百万円 ④ 減価償却費相当額の算定方法 同左				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 ③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 115百万円 減価償却費相当額 115百万円 ④ 減価償却費相当額の算定方法 同左			

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>																														
<p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>206,675百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>11,453,878百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,660,553百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額 は変動する場合があります。当社 及び独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構は、道路資産の 貸付料を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加え、必要 がある場合には、相互にその変更 を申し出ることができることとされ ております。ただし、道路資産の貸 付料を含む協定が独立行政法人日 本高速道路保有・債務返済機構法 第17条に規定する基準に適合しな くなった場合等、業務等の適正か つ円滑な実施に重大な支障が生ず るおそれがある場合には、上記の 年限に関わらず、相互にその変更 を申し出ることができることとされ ております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収 入が、計画料金収入に計画料金収 入の変動率に相当する金額を加え た金額（加算基準額）を超えた場 合、当該超過額（実績料金収入－ 加算基準額）が加算されることと なっております。また、実績料金 収入が、計画料金収入から計画料 金収入の変動率に相当する金額を 減じた金額（減算基準額）に足り ない場合、当該不足額（減算基準 額－実績料金収入）が減算される こととなっております。</p> <p>3. 平成18年度において、実績料金収 入が加算基準額を超えたことによ り、協定に定める道路資産の貸付 料に加え、1,586百万円を費用処 理しましたが、この額は反映させ ておりません。</p>	1年内	206,675百万円	1年超	11,453,878百万円	合計	11,660,553百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>195,568百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10,792,029百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,987,598百万円</td> </tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>126百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>164百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 平成18年度において、実績料金収 入が加算基準額を超えたことによ り、協定に定める道路資産の貸付 料に加え、1,586百万円を費用処 理し、また、平成20年度におい て、実績料金収入が減算基準額を 下回ったことにより、協定に定め る道路資産の貸付料を14,035百万 円減額しておりますが、この額は 反映させておりません。</p>	1年内	195,568百万円	1年超	10,792,029百万円	合計	10,987,598百万円	1年内	37百万円	1年超	126百万円	合計	164百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>193,928百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10,890,635百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,084,563百万円</td> </tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>180百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p>	1年内	193,928百万円	1年超	10,890,635百万円	合計	11,084,563百万円	1年内	35百万円	1年超	145百万円	合計	180百万円
1年内	206,675百万円																															
1年超	11,453,878百万円																															
合計	11,660,553百万円																															
1年内	195,568百万円																															
1年超	10,792,029百万円																															
合計	10,987,598百万円																															
1年内	37百万円																															
1年超	126百万円																															
合計	164百万円																															
1年内	193,928百万円																															
1年超	10,890,635百万円																															
合計	11,084,563百万円																															
1年内	35百万円																															
1年超	145百万円																															
合計	180百万円																															

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 共通支配下の取引等 中間連結財務諸表「注記事項(企業結合関係)」に記載しているため、注記を省略しております。	—————	1 共通支配下の取引等 連結財務諸表「注記事項(企業結合関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,076.33円 1株当たり中間純利益 金額 2.53円	1株当たり純資産額 1,046.78円 1株当たり中間純損失 金額 100.68円	1株当たり純資産額 1,147.47円 1株当たり当期純利益 金額 73.67円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、当中間会計期間にあつては1株当たり中間純損失であります。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
中間(当期)純利益又は中間純損失 (△)(百万円)	68	△2,718	1,989
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 又は普通株式に係る中間純損失(△) (百万円)	68	△2,718	1,989
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計金額(百万円)	29,061	28,263	30,981
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	29,061	28,263	30,981
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	27,000	27,000	27,000

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成20年3月19日開催の取締役会の決議（社債（政府保証なし）200億円以内）に基づき、平成20年10月1日以降、以下の条件で社債（政府保証なし）を発行しました。</p> <p>区分 首都高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金200億円</p> <p>利率 年1.23パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金99円98銭</p> <p>払込期日 平成20年10月14日</p> <p>償還期日 平成25年9月20日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の使途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議（社債（政府保証なし）400億円以内）に基づき、平成21年10月1日以降、以下の条件で社債（政府保証なし）を発行いたしました。</p> <p>区分 首都高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金150億円</p> <p>利率 年0.69パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金99円97銭</p> <p>払込期日 平成21年10月14日</p> <p>償還期日 平成26年9月19日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の使途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	<p>1 多額な資金の借入</p> <p>当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議（借入金（長期）686億円以内）に基づき、平成21年4月1日以降、以下の条件で借入を実行いたしました。</p> <p>区分 金融機関からの借入</p> <p>借入先の名称 株式会社みずほコーポレート銀行他12金融機関</p> <p>借入金額 金160億円</p> <p>返済方法 満期一括</p> <p>借入実行日 平成21年5月15日</p> <p>返済期限 平成26年5月15日</p> <p>担保 無担保</p> <p>資金の使途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>

(2) 【その他】

記載事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第4期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） | 平成21年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書 | 平成21年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書 | 平成21年8月5日
関東財務局長に提出 |
| (4) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度（第4期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成21年9月30日
関東財務局長に提出 |
| (5) 訂正発行登録書 | 平成21年9月30日
関東財務局長に提出 |
| (6) 発行登録追補書類及びその添付書類 | 平成21年10月7日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第4回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成21年12月22日現在)

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成19年3月26日	9,997	非上場
首都高速道路株式会社 第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成20年2月27日	9,998	非上場
首都高速道路株式会社 第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成20年10月14日	19,996	非上場
首都高速道路株式会社 第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年10月14日	14,995.5	非上場

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成21年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成21年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成21年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,855,290百万円
政府出資金	3,644,563百万円
地方公共団体出資金	1,210,727百万円
II 資本剰余金	846,938百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△1,964百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	1,405,294百万円
純資産合計	7,107,523百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、「機構法」、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (x i) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月17日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、多額な社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月17日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

